

砂川駅前地区整備基本設計委託

公募型プロポーザル参加表明書評価要領

1. 参加表明書提出者が多数の場合における、技術提案書の提出を要請する者の評価・選定方法
 - (1) 技術提案書の提出者となる者の評価・選定は、本要領に基づいて参加表明書により行なう。
 - (2) 参加表明書の評価における評価点数の算出は、3 (1) から (2) に掲げる評価係数に、3 (3) に掲げる配点数を乗じて行なうものとする。
 - (3) 技術提案書の提出者の代表者となる者の選定は、あらかじめ事務局において整理した参加表明書の評価により選定する。

2. 業務実施上の留意事項（次の場合は技術提案書の提出者としない。）
 - (1) 管理技術者が一級建築士でない場合
 - (2) 管理技術者及び主任技術者が提出者の組織に属していない場合
 - (3) 管理技術者、各主任技術者が1名でない場合
 - (4) 管理技術者又は主任技術者が、それぞれ兼任している場合
 - (5) 管理技術者又は主任技術者の同種規模等の手持設計業務件数が3件以上の場合
 - (6) 業務の大部分を再委託する場合
 - (7) その他、設定した条件を満たしていない場合

3. 参加表明書評価事項

(1) 事務所の評価

① 業務実績（同種・類似業務実績）・・・【様式2-1】 【様式2-2】

| 評価項目 | 評価事項 | 評価係数 |
|--------|--------------|------|
| ①同種・類似 | 同種業務件数が5件 | 1.0 |
| | 同種業務件数が4件 | 0.9 |
| | 同種業務件数が3件 | 0.8 |
| | 同種業務件数が2件 | 0.7 |
| | 同種業務件数が1件 | 0.6 |
| | 同種業務で実績がない場合 | 0.4 |

同種業務：北海道内において新築する国土交通省告示第98号別添二第4号、第5号又は第12号の用途等の延床面積が1000㎡以上の公共施設（複合施設含む）における基本設計又は実施設計に関する業務をいう。

類似業務：国土交通省告示第98号別添二第4号、第5号又は第12号の用途等の施設（複合施設含む）における基本設計又は実施設計に関する業務をいう。

(2) 担当チームの評価

① 資格（技術者資格）・・・【様式1-2】

| 役割 | 評価する技術者資格 | 評価係数 |
|-----------------|---------------------|------|
| 建築（総合） 主任技術者 | 構造設計一級建築士、設備設計一級建築士 | 1.0 |
| | 一級建築士 | 0.8 |
| 建築（構造） 主任技術者 | 構造設計一級建築士、設備設計一級建築士 | 1.0 |
| | 一級建築士 | 0.8 |
| | その他 | 0.2 |
| 電気設備 主任技術者 | 技術士、設備設計一級建築士 | 1.0 |
| | 一級建築士、建築設備士 | 0.8 |
| | 一級電気工事施工管理技士 | 0.4 |
| | その他 | 0.2 |
| 機械設備 主任技術者 | 技術士、設備設計一級建築士 | 1.0 |
| | 一級建築士、建築設備士 | 0.8 |
| | 一級管工事施工管理技士 | 0.4 |
| | その他 | 0.2 |

※海外資格は、当該資格と同等であると判断できる資料を提出した場合、同等の評価を行う。

※「技術士」の資格は当該分野における技術士とする。

※「その他」とは、当該分野における技術資格とする。

② 実績及び立場・・・【様式4及び様式5】

(ア) 業務実績

| 評価項目 | 評価事項 | 評価係数 |
|------|------|------|
| 業務内容 | 同種業務 | 1.0 |
| | 類似業務 | 0.6 |

同種業務：道内において新築する国土交通省告示第98号別添二第4号、第5号又は第12号の用途等の延床面積が1000㎡程度以上の公共施設（複合施設含む）の基本設計又は実施設計に関する業務をいう。

類似業務：国土交通省告示第98号別添二第4号、第5号又は第12号の用途等の施設（複合施設含む）の基本設計又は実施設計に関する業務をいう。

(イ) 携わった立場

| 携わった立場 | 管理技術者の 評価係数 | 主任技術者の 評価係数 |
|-------------------|----------------|----------------|
| 管理技術者又はこれに順ずる立場 | 1.0 | 1.0 |
| 担当主任技術者又はこれに順ずる立場 | 0.4 | 1.0 |
| 担当技術者の立場 | 0.2 | 0.4 |

(ウ) 評価方法

各実績の(ア)×(イ)を算出し、これらを合計したものを3件で除した値（小数点以下第3位を四捨五入する。）を実績評価とする。

実績が2件以下のものについても、加えたものを3件で除するものとする。

③ 手持業務・・・【様式4及び様式5】

| 評価項目 | 評価事項 | 評価係数 |
|------|-----------|------|
| 繁忙度 | 手持業務が1件以下 | 1.0 |
| | 手持業務が2件 | 0.6 |
| | 手持業務が3件 | 0.2 |

業務の履行期間が重複するものについて評価する。

手持業務：管理技術者又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務をいう。

(3) 参加表明書評価表

| 評価項目 | | 評価内容 | 評価係数 ① | 配点 ② | 評価点 ①×② | | |
|-----------|-------|--|--|---------|-------------|---|--|
| 事務所の評価 | 業務実績 | 様式2から同種・類似業務の実績を評価 ・同種業務件数が5件:1.0 ・同種業務件数が4件:0.9 ・同種業務件数が3件:0.8 ・同種業務件数が2件:0.7 ・同種業務件数が1件:0.6 ・上記以外の場合:0.4 | | 5 | | | |
| | 資格 | (総合) | 様式1-2から技術者資格評価 | | 2 | | |
| (構造) | | ・構造・設備設計1級建築士、技術士(電気・機械のみ):1.0 | | 1 | | | |
| 電気設備 | | ・1級建築士、建築設備士(電気・機械のみ):0.8 | | 1 | | | |
| 機械設備 | | ・施工管理技術士(電気・機械のみ):0.4 ・その他:0.2 | | 1 | | | |
| 担当チームの評価 | 実績・立場 | 様式4及び5から業務実績と立場を評価(3件) | ① 業務内容 | ② 立場 | (①× ②)/3 | | |
| | | 【業務実績】 | | | | | |
| | | 管理技術者 | ・同種(道内の公共施設1000㎡以上の業務・商業・公益施設):1.0 ・類似(業務・商業・公益施設):0.6 | | | 6 | |
| | | 【立場】 | | | | | |
| | | 建築(総合)主任技術者 | ・管理技術者 管理:1.0 主任:0.4 担当:0.2 ・主任技術者 管理:1.0 主任:1.0 担当:0.4 | | | 3 | |
| | | 建築(構造)主任技術者 | ※業務内容×立場÷3 | | | 2 | |
| | | 電気設備主任技術者 | | | | 2 | |
| 機械設備主任技術者 | | | | 2 | | | |
| 手持業務 | | 様式4及び5から繁忙度を評価 | 手持業務件数 | | | | |
| | | 管理技術者 | ・手持業務が1件以下:1.0 | | 件 | 1 | |
| | | 建築(総合)主任技術者 | ・手持業務が2件:0.6 | | 件 | 1 | |
| | | 建築(構造)主任技術者 | ・手持業務が3件:0.2 | | 件 | 1 | |
| | | 電気設備主任技術者 | | | 件 | 1 | |
| | | 機械設備主任技術者 | | | 件 | 1 | |
| 合 計 | | | | 30 | | | |
| 順 位 | | | | | | | |